

十津川村有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、十津川村（以下「村」という。）が掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて定め、併せて、適切な村政情報の提供等に資するとともに自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 村報とつかわ
- (2) 自治体放送（村が自主放送している有線テレビジョン放送）

(広告の範囲)

第3条 掲載できる広告は、村民生活に関連したものであって、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 村の印刷物等の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動若しくは個人的宣伝、意見広告その他これらに類するもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 村民に不利益を与えるおそれのあるもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現その他表示の方法が不適切なもの
- (7) その他、掲載する広告として適当でないと村長が認めるもの

(広告掲載者の資格)

第4条 広告の掲載をすることができるものは、村内に住所又は事業所を有するものとする。

(広告の掲載順序)

第5条 広告の掲載等順序は、受付順とする。ただし、村長が認める広告については、その限りでない。

(広告の位置、規格、掲載期間、掲載料金等)

第6条 広告の位置、規格、掲載期間、掲載料金等は、別表第1又は別表第2に定めるとおりとする。

(広告掲載の募集)

第7条 村長は、村報とつかわ等により広告掲載希望者を募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、十津川村広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載を希望する広告の原稿等を添えて、村長に申し込むものとする。ただし、申込み後の変更を認めないものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 村長は、前条の十津川村広告掲載申込書を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し、申込者に広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広告非掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、速やかに、掲載をする広告の版下原稿等を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後村長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、村長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の返還)

第12条 村長は、広告掲載が決定した後は、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載ができなかったときは、広告掲載料を返還するものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 村長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主がこの要綱又は広告媒体ごとに定める事項に違反する事実が発見されたとき。
- (2) 虚偽の申込みによって掲載等の決定を受けたとき。
- (3) 印刷物編集及び発行上支障があるとき。
- (4) 村長が指定する期日までに版下原稿等を提出しなかったとき。
- (5) 広告掲載料等を指定する期日までに納入しなかったとき。
- (6) 広告主に起因する事件等が発生したとき。
- (7) その他広告掲載等に支障があると村長が認めたとき。

2 前項の決定の取消しにより生じた広告主の損害については、村長は、一切の責任を負わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取下げを申し出ることができる。ただし、既納の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載審査委員会)

第15条 広告掲載の適正な運営を図るため、広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、必要に応じて開催し、広告の選定について審議する。

3 委員会の委員長、副委員長及び委員は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月22日告示第58号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年10月31日告示第71号)

この告示は、令和4年11月1日から施行する。

別表第 1 (第 6 条関係)

| | |
|-------|--|
| | 村報とつかわ |
| 掲載位置 | 村が指定するページ |
| 規格 | 1 枠 縦60mm以内 横90mm以内 |
| 掲載期間 | 1 号を単位 |
| 掲載募集枠 | 全 8 枠 |
| 掲載料金 | 内側 1 枠 3,000円 2 枠 6,000円 4 枠 (縦2 枠×横2 枠) 15,000円 6 枠 (縦3 枠×横2 枠) 30,000円 8 枠 (縦4 枠×横2 枠) 50,000円 |
| | 裏面 1 枠 5,000円 2 枠 10,000円 4 枠 (縦2 枠×横2 枠) 25,000円 |

別表第 2 (第 6 条関係)

| 有料広告形態 | 時間 | 掲載期間 | 放送料 |
|-----------------|-------|------|--------|
| 自治体放送 (文字放送) | 30秒以内 | 1 週間 | 1,000円 |
| | | 1 ヶ月 | 3,000円 |

別表第 3 (第15条関係)

| | |
|------|---|
| 委員長 | 総務課長 |
| 副委員長 | 総務課企画グループ指導主事 |
| 委員 | 財政課長 住民課長 産業課長 教育課長 総務課総務・防災グループ指導主事 産業課観光グループ課長補佐 |